

私費外国人留学生への授業料減免制度について

＜入学までに「留学」の在留資格が取得可能な私費外国人留学生は、授業料が減免される制度があります。＞

「留学」の在留資格を取得した私費外国人留学生※で次のいずれかに該当する場合は、経済的理由により授業料の納入が困難であると認められるため、授業料減免制度（授業料を50%免除）の適用を受けることができます。

1. 1か月あたりの仕送りの額（入学金、授業料等の学生納付金は除く）が、平均90,000円以下の場合
2. 扶養親族と同居している場合は、当該扶養親族の年収が500万円以下の場合

※入学までに「留学」の在留資格が取得可能な者を含みます。

◎以下の項目に該当する場合は、原則として私費外国人留学生授業料減免制度の適用を受けることができません。

1. 国費外国人留学生制度実施要項に定める国費外国人留学生および外国政府の派遣する留学生
2. 企業、病院、奨学金団体等により授業料が負担される者

◎授業料減免制度の適用期間は、本学で定める修業年限とします。

◎入学後の学科内における成績順位が、2年連続で下位10%に入った場合は、翌年度以降の減免を取り消します。また、本学が減免措置の継続が適当でないとして判断した場合は、減免率の引下げや減免の取り消しとなる場合があります。

◎学生納付金は分割納入とし、入学手続時は下記の表にある納入額を振り込んでいただきます。授業料の減免は、入学後（毎年次6月頃）に審査を行い、審査結果により確定した学生納付金額を8月頃に本人に通知しますので、通知に従って手続きを行ってください。

＜留学生の学生納付金一覧＞（ ）カッコ内は減免後の金額

単位：円

学部	学年	納入時期	入学金	授業料	実験実習費	施設設備費	合計	年度合計	4年間総額
保健医療学部 (放射線・情報科学科を除く) 小田原保健医療学部 (看護学科を除く)	初年度	入学手続時	300,000	450,000	25,000	350,000	1,125,000	1,600,000	6,100,000 (4,300,000)
		9月	-	450,000	25,000	-	475,000	(1,150,000)	
	2年次以降	3月	-	450,000	125,000	350,000	925,000	1,500,000	
		9月	-	450,000	125,000	-	575,000	(1,050,000)	

学部	学年	納入時期	入学金	授業料	実験実習費	施設設備費	合計	年度合計	4年間総額
保健医療学部 (放射線・情報科学科) 小田原保健医療学部(看護学科) 福岡看護学部	初年度	入学手続時	300,000	450,000	25,000	360,000	1,135,000	1,610,000	6,140,000 (4,340,000)
		9月	-	450,000	25,000	-	475,000	(1,160,000)	
	2年次以降	3月	-	450,000	125,000	360,000	935,000	1,510,000	
		9月	-	450,000	125,000	-	575,000	(1,060,000)	

学部	学年	納入時期	入学金	授業料	実験実習費	施設設備費	合計	年度合計	4年間総額
成田看護学部 成田保健医療学部 福岡保健医療学部	初年度	入学手続時	300,000	450,000	25,000	300,000	1,075,000	1,550,000	5,900,000 (4,100,000)
		9月	-	450,000	25,000	-	475,000	(1,100,000)	
	2年次以降	3月	-	450,000	125,000	300,000	875,000	1,450,000	
		9月	-	450,000	125,000	-	575,000	(1,000,000)	

学部	学年	納入時期	入学金	授業料	実習・文献費	施設費	合計	年度合計	4年間総額
医療福祉学部 赤坂心理・医療福祉マネジメント学部	初年度	入学手続時	250,000	350,000	15,000	130,000	745,000	1,110,000	4,170,000 (2,770,000)
		9月	-	350,000	15,000	-	365,000	(760,000)	
	2年次以降	3月	-	350,000	95,000	130,000	575,000	1,020,000	
		9月	-	350,000	95,000	-	445,000	(670,000)	

学部	学年	納入時期	入学金	授業料	実験実習費	施設設備費	合計	年度合計	6年間総額
薬学部	初年度	入学手続時	300,000	550,000	25,000	300,000	1,175,000	1,750,000	9,900,000 (6,600,000)
		9月	-	550,000	25,000	-	575,000	(1,200,000)	
	2年次以降	3月	-	550,000	115,000	300,000	965,000	1,630,000	
		9月	-	550,000	115,000	-	665,000	(1,080,000)	

※初年度の学生納付金(入学金・授業料・実験実習費(実習・文献費)・施設設備費(施設費))は、入学手続期間内に納入してください。

※各学部とも上記以外に、教育後援会年会費として毎年次30,000円が必要です。*1

※教科書代、臨床実習に関わる費用(交通費・宿泊費・予防接種代等)および国家試験対策(資格試験対策)に関わる費用等が別途必要です。

※医療福祉学部医療福祉・マネジメント学科の介護福祉コース(定数あり)を履修する場合は、毎年次50,000円(4年間で200,000円)の履修費が別途必要となります。

※保健医療学部、成田看護学部、小田原保健医療学部、福岡看護学部の看護学科保健師履修コース(選択制・定数あり)を履修する場合は、履修決定後に50,000円の履修費が別途必要となります。

※小田原保健医療学部看護学科の養護教諭一種免許状課程(選択制)を履修する場合は、4年間で60,000円の履修費が別途必要となります。

※「海外保健福祉事情」を履修する場合は、海外研修のための費用が別途必要です。なお、成田看護学部、成田保健医療学部、福岡看護学部、福岡保健医療学部では履修が必須のため、上記以外に毎年次50,000円(4年次を除く)の積立が必要です。

※入学金はいかなる理由があっても返還しません。

※医学部の学生納付金情報については、医学部学生募集要項か[医学部ホームページ](#)を参照してください。

*1「国際医療福祉大学教育後援会」とは、全学生対象の傷害保険にかかる保険料の全額負担、本学関連医療機関等で受診する際の保険診療費の負担、学内行事・部活動等への助成、「国際医療福祉大学学生支援基金奨学金」の資金拠出など、教育および福利厚生に対する支援を目的として、本学の在学生の保護者で組織される団体です。